

内閣府本府政策評価有識者懇談会議事録（第25回）

日 時：平成28年 7月28日（木）13:55～15:12

場 所：中央合同庁舎第8号館429会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 平成27年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について
2. 租税特別措置等に係る政策評価（事後評価）（案）について
3. 平成27年度内閣府本府政策評価実施計画の改定について
4. 今後の予定等

3. 閉 会

○山谷座長 それでは、ただいまから「内閣府本府政策評価有識者懇談会」の第25回会合を開催いたします。皆様には御多忙中のところ御足労いただきまして、ありがとうございます。

本日御出席いただく予定でありました田中先生は、諸般の事情により欠席となりました。

本日の懇談会は、前回の懇談会と同様、公開にて行います。

まず、田中内閣府大臣官房政策評価審議官から御挨拶をお願いいたします。

○田中審議官 政策評価審議官の田中でございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回は、平成27年度の内閣府本府の政策の事後評価（案）及び租税特別措置等に係る事後評価（案）について御審議いただくことになっております。

前回の懇談会における御議論に沿いまして、合理化、効率化を図るため、評価書の数については、目標管理になじまない施策を評価の対象から外すということや、目標が未達成の際に評価を行うといった方法によって、今回は大分絞り込んでおります。また、恒久的な措置とされているNPOに係る租税特別措置について、内閣府として初めて事後評価を行っており、今回、御審議いただくこととなっております。一つ一つの施策の評価の改善と同時に、制度全体の改善を図っていくことも重要と考えております。

先生方におかれましては、忌憚のない御意見をいただければ幸いと存じます。いただきました御意見は、今後の内閣府の政策評価の向上に役立ててまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入りたいと思いますが、本日は

1. 平成27年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について
2. 租税特別措置等に係る政策評価（事後評価）（案）について
3. 平成27年度内閣府本府政策評価実施計画の改定について
4. 今後の予定等

の4点を議題としております。

それでは、まず事務局から、本日の資料について御説明をお願いします。

○中山課長補佐 お手元の資料の御確認をお願いします。

本日御審議いただく「平成27年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）の概要」をまとめた資料が資料1、その評価結果一覧と紹介事例を資料2と資料3に、その後ろに資料4として全ての評価書をまとめております。

本日は、評価書に対しまして、南島先生及び欠席の田中先生より事前に書面にて評価書に対するコメントをいただいておりますので、資料5として配付させていただいております。

次に、資料6として租税特別措置等に係る政策評価書（案）を、資料7として、平成27年度内閣府本府実施計画（改定案）が続いております。最後に、資料8として今後のスケジュールをとりまとめております。

それから、参考資料も1から4までございますので、御確認をお願いします。

なお、参考資料4につきましては、今春に開催させていただきました第24回懇談会の際に配付しておりました総合評価方式で評価を実施する施策のうち、評価実施時期が未定となっておりましたアルコール健康障害対策の推進について、本年5月に基本計画が策定されたことから、評価実施時期等について記載をしております。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、議題の1. 平成27年度内閣府本府政策評価について、入りたいと思いますが、では、御説明をお願いします。

○中山課長補佐 では、最初の議題でございます「平成27年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）について」説明いたします。

まず、資料1をごらんください。資料1は平成27年度事後評価（案）の概要となっております。

1 ページ目の政策評価サイクルの表にございますとおり、今回の事後評価は、第5次基本計画及び平成27年度実施計画に基づき、平成27年度に実施した施策について評価を実施いたしました。

続きまして2 ページ目をごらんください。2. 「評価対象」に記載しておりますが、平成27年度に実施された23政策・71施策のうち、総合評価方式をとることとなったもの及び評価の実施時期を重点化し、来年度以降に評価を行うものを除く38の施策について評価書を作成しております。

次に、3. 政策評価結果にありますとおり、38施策のうち「目標超過達成」及び「目標達成」が約3割、「相当程度進展あり」が6割弱、「進展が大きくない」が約1割となっております。

なお、目標の達成度合いの測定に当たっては、各府省統一のルールとなっております目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン、こちらは本日の参考資料3としても配付しておりますが、その中から、資料2の3ページ目のほうに判断の基準のところについて抜粋しておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして資料2をごらんください。こちらはA3の紙になっておりますが、個別の施策の評価結果を一覧としてまとめたものになっております。一番左側の欄が政策の分類で、23政策、その施策として71施策ございます。それぞれの施策の評価実施時期を記載し、一番右に今回の評価結果を記載しております。

なお、背景をグレーで着色している施策については、今回、評価書の作成対象外となっております。

この中で、政策4－施策⑤の「総合特区の推進」に「データ間に合わず」とございますが、それは測定指標の最終的な確定が10月頃を予定しており、今回の評価書の公表に間に合わないことから、そのような表記にしております。

また、同じく政策4－⑩「地方版総合戦略に基づく取組の推進」については、測定指標のうち2つの指標が現在集計中となっておりますため、暫定的に「相当程度進展あり」という評価としております。

続きまして、これらを含めて政策評価の具体的な事例を紹介いたします。資料3をごらんください。「平成27年度実施施策に係る政策評価（案）」は大部でございますので、1つ目、「進展が大きくない」と判定された施策、こちらは事例6つのうちの真ん中4つがそれに当たります。一番上と一番下の施策がそうなのですが、2つ目として、行政事業レビュー公開プロセスの対象事業を含む施策ということで、合計6つの事例を体系の順番で紹介させていただきます。

1枚おめぐりいただいて1ページ目、政策2－施策①「重要施策に関する広報」をごらんください。この施策は、政府の重要施策に関してそれぞれのテーマに応じた適切な広報媒体を用いて広報を実施するものですが、そのうち新聞や雑誌を活用する事業について、行政事業レビュー公開プロセスの対象となりました。

2ページ目の「施策の分析」欄の最後に記載しておりますが、「公開プロセスにおいて、国民の広報のニーズを分析し、各メディア・各広報手段の位置づけや、的確な効果策定について再検討の必要がある」との指摘を受け、今後、的確な目標設定や効果検証について検討していくこととしております。

続きまして3ページ目。政策2－施策②「国際広報の強化」をごらんください。この施策は、我が国企業のグローバルな活動を推進するため戦略的な国際広報を行うもので、国際社会において事実関係に関する正しい認識と我が国の基本的立場や政策に関する理解の

浸透を目標としております。

我が国に対する理解度及び好感度を測定しようとしておりまして、どちらも目標に届かず、かつ、前年度実績も下回っており、「進展が大きくない」という判断をしております。

実施したテレビCMの効果測定調査から、個別施策のCMが好感度上昇に貢献していることは検証されているものの、経済面でのネガティブな報道が及ぼした悪影響を十分に取り戻せていなかったため、前回実績を下回ったと分析しております。

今後の課題として、ネガティブ報道に対するカウンターアクションなど、国際情勢や、メディア環境に迅速かつ柔軟に対応した国際広報の実施が必要としており、特に今年度は米国大統領選に伴う米国世論の見極めと戦略的な対応をしつつ、あらゆる広報ツールを通じて国際社会に対する日本の発信力の強化、戦略的な国際広報を行うこととしております。

続きまして5ページ目、政策10－施策②「国際防災協力の推進」をごらんください。この施策は、国内外における兵庫行動枠組の後継枠組の普及・定着を目指しております。測定指標2つとも目標は達成できず、かつ、前年度実績をも下回っており、「進展が大きくない」という判断をしております。

測定指標について、1つ目は前年を下回ったものの高い実績となっており、2つ目の測定指標については、平成26年度は国連防災世界会議が開催され、目標を上回る実績となっていました。27年度はそのような大きな会議が開催されなかったこともあり、前年度実績以上という目標は未達成となりました。今後は、ポストHFAである仙台防災枠組に基づく優良事例等、情報発信強化を図ることとしております。

なお、この2つの測定指標については、28年度から、よりアウトカムを測定するのに適した適切な指標に変更し、目標値を設定しております。

続きまして7ページ目、政策13－施策⑤「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等」をごらんください。この施策は、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して功労のあった者に対する表彰によりすぐれた取組の普及・啓発を図るなど、推進要綱に基づく施策を着実に推進することを目指しております。

測定指標2つのうちホームページのアクセス数については目標が達成されたものの、バリアフリーの認知度について目標が達成できなかったことから、評価としては「進展が大きくない」という判断をしております。

バリアフリーについて、若年世代がほかの世代と比べてやや低くなっていることから、ホームページのさらなる充実とSNSの活用等、当該年代層に適した方策を検討していくこととしております。

続きまして9ページ目、政策13－施策⑦「交通安全対策の総合的推進」をごらんください。この施策は、交通安全基本計画等に基づき道路交通の安全に関する調査研究とともに、交通安全思想の普及・啓発を行うもので、達成すべき目標として、各種交通安全施策の実施により、安全で安心な社会を実現するための交通安全の確保に努めることとしております。

3つの測定指標が全て目標未達成となったことから、「進展が大きくない」という判断

をしております。

現状として、交通死亡事故の状況から、交通事故死者数全体に占める高齢者の割合が過去最高を更新していることや、意識調査の結果から、若い世代の意識が低い傾向にあることから、「若い世代を意識しながら引き続き高齢者に対しても地域や情勢に応じた対策を検討していく必要がある」としており、今後は、高齢者対策を重点として、各地域の交通安全リーダー等への啓発に取り組むこととしております。

最後に12ページ、政策18－施策①「迎賓施設の適切な運営」をごらんください。この施策は、日本の外交に資するため、迎賓施設において海外の賓客に対し接遇を行うとともに、迎賓館の参観及び前庭公開を行うものです。

13ページ目の「次期目標等への反映の方向性」の施策の箇所に記載しておりますが、行政事業レビュー公開プロセスにおきまして、参観経費について、従来の限定した公開時の対応や契約形態にとらわれることなく、通年公開によってふえるコストの抑制について、参観料のレベルも含め検討していく必要があるとの指摘があり、今後検討することとしております。

議題1に関する説明は以上となります。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、南島先生からコメントをいただいていると思いますので、それについて御紹介をお願いいたします。

○南島委員 文書にしておりますので、簡単に御説明いたします。

実は一つ一つの施策を拝見してメモをつくりまして、それを抽象化して4つにまとめたものがこちらであります。そういう作業をしてこのメモはつくっております。

4つほどありまして、1つ目は「『達成すべき目標』の精査の必要性」ということでありますけれども、要するに、何をどのような状態にしようとしているのかというそもそもその部分が達成すべき目標で、よくわからないものがありましたので、そういうものは精査の必要があるのではないかというのが1点目です。

2点目は「達成すべき目標」と「測定指標」との関係なのですが、これはよくわからないものがあったということです。評価書中の「達成すべき目標」と「測定指標」を対照させると、要は、達成すべき目標を測定指標が適切に確かに表現しているというものと、「達成すべき目標」と「測定指標」との関係を類推することができるものと、関係があるとは言いがたいものと、まず論理的にこれは違う話をしているだろうというもの、4種類ぐらいあるかなと思っています。

この整理されてない状態で先ほどの総括表のものをつくってもミスリードにつながる可能性があるのではないかと。だから、ここをちょっと整理していただく必要があるのではということがこの2. のところの1つ目です。

さらに、ここでつけ加えてもう一点書いているのですが、かなり抑制的で厳しい目標を設定しておられるところがありました。交通安全関係なのですが、非常にしっかり

としておられると思いますけれども、全体、総括表で書いたときに、要するに不利になるということでありまして、一覧性を追求しようとする、目標管理型評価はどうしても一覧性を追求しようとしてしまいますけれども、評価結果の、これもまたミスリードにつながりかねないので、調整したほうがいいのではないかとということでもあります。

3点目は、「達成」「相当程度進展あり」「進展が大きくない」「未達成」という判定がずっと書かれていまして、これが総括的な評価ということになるかと思うのですが、この解釈についてです。3点ございます。

1点目が、評価書中のこれらの判断ですね。「達成」「相当程度進展」「進展が大きくない」「未達成」の判断は、非常に重要な意味を占めておりますけれども、その数がばらばらであると。測定指標が2～3個程度のもの、4～5個程度のもの、参考指標を含むものということで統一されていない中で、要するに1つで判断しているものもあったり、1つ2つで判断しているものもあったり、全部が全部を見て判断しているものもあったりということで、ばらばら感があるということでもあります。これで先ほどの総括表のようなものを見ると、やはりミスリードにつながるのではないかと懸念があるということもございます。

2点目が、複数の指標を掲げる場合に、そのうち一部のみが進展していることをもって「相当程度進展あり」というふうな結論を導いているものもございます。ここはルール化の問題かなと思っております。要するに、その解釈が部局によってばらばらであることが心配であるということです。

3点目が、測定手法が「アウトカム」であることが求められることの帰結ですが、外部要因が非常に大きく入り込むと。例えばということと言いますと、先ほどの27-3番、「国際広報の強化」ですけれども、この「国際広報の強化」は、先ほど御説明ありましたが、外国のオピニオンリーダーがどう理解してくれたかというお話ですけれども、我が国に対する理解度、我が国に対する好感度が指標として挙げられております。

正直言って、行政機関が何を活動したかというよりも、外部効果、外部要因がどうであったかというお話でありまして、なかなかコントロールできないようなところを書かれている。そうすると、評価そのものが、アウトカムだと言われると確かにアウトカムなわけですけれども、外部要因を評価している。行政活動を評価していない。そうすると、このシートの中では、行政活動を評価しているものと外部要因を直接評価しているものが混ざっているという話になりかねないということになります。そうすると、やはり総括表のミスリードにつながるのではないかと。この点が心配ですというものです。

それ以外のものが4番でして、「その他」として2点書いております。1点目が、「目標管理型評価」は、要は一覧性を持たせる方向のものであります。だから、それを一覧性があるものとして私たちが、外部者が読む、あるいは幹部の方々が読むということになりますと、やはりミスリードをしないような工夫を、これは少しずつということになると思えます。トライアル&エラーということになるかと思えますが、ぜひ工夫を重ねていただ

きたいというお願いでございます。

2点目が、目標管理型評価は、そもそもの趣旨として、一覧性を持たせることだけが目的ではなくて、その中で重点的に分析すべき政策をあぶり出すためのフィルタリングの役割も期待されていたはずであります。だから、そういう「活用の方向性」にもぜひ目配せをいただければと。

この最後の2点はお願ひでございます。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。それから、田中先生からもいただいているのですが、これは一緒にやればよろしいですか。

○横田課長 そうですね。ごらんいただいて、何かその関係で御意見があれば。

○山谷座長 読み上げる必要はないですよ。

○横田課長 ええ。

○山谷座長 では、ちょっと拝見して。

それでは、よろしゅうございますか。

ごらんいただいたと思いますので、これから議論に入りたいと思います。御意見その他ございましたら、どうぞ御自由に御発言お願いいたします。

私のほうからまず1つですが、測定指標が、これは南島先生もおっしゃっているのですけれども、複数ある場合に、それをどう処理するかというのがなかなかうまく整理というか、調整できてないような気がしまして、幾つか例もあるのでありますけれども、例えばポスト兵庫行動枠組ですか、これは測定指標が2つあって、短期研修者の研修への達成度というのとホームページのアクセス数という、この2種類あるわけですけれども、これはだから2つあって、どっちがどう、なかなか調整できないし、ひょっとしたら別の話なのではないかなという感じがあって、ですから、一緒にしてどう見るのか、どう考えればいいのかというのがちょっとよくわからないなあという感じがありました。

似たようなのがほかにも幾つかあったのですけれども、指標が、ですから幾つか並べてある場合に、メインの指標と、サブというか、周辺的な指標と分けて考えるというのも一つの手かもしれないし、あるいは、別々だというのであれば、それはまた別々に考えてやる必要があるかもしれないという印象が1つありました。

それからもう一つ、これもまた南島先生が御指摘なのですけれども、外部要因、外部の影響みたいなものまで入ってきていると、それはできれば排除したほうが良いというのがここでの実績測定みたいなところの趣旨だと思うのです。だから、なるべくそこは外したほうが良いのかなあという気がします。

あと、きょう御紹介されなかった分と言えば、シートの中であったのですけれども、研究みたいのをやっているのがあって、内閣府27-57番というやつですね。政策15-施策①という食品安全性の確保というのがあります。これは指標が2つ出てきているのですけれども、1つが、研究成果が引用された課題の割合、それからもう一つが、国内外の学術

誌に掲載された論文の数、こういう指標が2つ出されているのですが、それが信頼性の高い食品健康影響評価の効果的・効率的な実施を促進するという目的にどう貢献するのかというのがちょっとわかりづらいのですね。

これも南島先生指摘されていたと思うのですがけれども、指標として何かほかののきなあと思いながらこのシートを拝見させていただいてまして、ここはすぐこの場で結論が出る出ないという話ではないと思いますけれども、どうも違和感があるなあとという感じですね。

それから最後、迎賓館。迎賓館は、私も京都迎賓館を見に行きましたが、外交の問題と国民に見せるという問題はやはりどう考えても違うなあと感じなのですね。だから、これは一緒にすべきではないのではないかな。どうも2つ、これもだから目的違うのではないかなあとという感じがありますけれども、それはどうなのかなあと。

迎賓館で拝観料みたいなのをとってもうけるという話があるのであれば、もっといっぱいとりとか、そういう議論は別にありますので、ただ、実際あれを見ていると、さわったりして大変なことになったら、修復するのにとんでもない金額がかかって、そういうものを簡単にみんなに見せていいのかどうかという疑問はありますけれども、そういう、評価の以前の段階で、目的そのものに何かちょっと違うのがあるなあとという、複数の目的が入れば、そういう違和感というか、そういう印象がありました。

これは質問というよりは私のコメントですかね、そういう感じです。大部分は南島先生の御指摘に重なっていると思いますけれども、以上でございます。

田辺先生、いかがですか。

○田辺委員 幾つかございますけれども、基本、進展が大きくないというところに着目して見ていって、この評価が次にどういうフィードバックを達成できるのかというところを見ていくと、まず1つは、国際広報に関しましては、議論としては恐らく今までの御意見と一緒にありまして、つくっているところは、最終的な指標というのが各その理解度というところになっていきますので、こちらの活動、アクションによって左右される部分というのがどのぐらいあるのかなあとという議論はそのとおりでろうなと思います。

他方、こういう国際広報の性質から言っても、単純に言うならば、外部要因によってがーっと下がるときほどアクションを起こさなければいけないというのもそのとおりでありますので、余り外部要因だから差っ引いてという議論というのも、カウンターとしてはもう少し考えないといけないところにあるのではないかなあと思っているところでもあります。指標の性質というののちょっとまた考えていただかないといけないのかなあとという気はしております。

ただ、この後のフィードバックに関しまして、理解度の中でも、インフルエンサーである米国に着目とか、あと、いろんな方の好感度とか理解度、ばーっとさらでとっていただきますけれども、知識層とかいう、ある種、世論の形成に影響のある人たちに出していかなければいけないとかいうところをフィードバックとして持ってくるというのはそれなりに分析

できているかなあと思いますし、あと、これは、ありていに言って国の名前を一つも挙げていないということにはなるのでありますが、地域別とかやって、恐らくどこが足りないとかいう分析も行えば、フィードバックという点ではより一層意味があるのではないのかなあという気がしたというのが国際広報であります。

それから、2点目は国際防災協力のところですよ。これもいろいろありまして、国際防災協力とどこかと大きな目標があって、その下に実際の施策で出てきますのは、特にアジアの防災行政実務担当者に対する研修と、それプラス、アジア防災センターのホームページに対するアクセスという、研修とPRの部分だけになっていまして、これを考えると、かなり一部でしかないなあという気がしています。

全然違うところで言いますと、例えばJAXAでやっている事業なんかですと、衛星打ち上げて、それに防災にかかわる情報というのをアジア地域には流していますから、あれに伴う国際協力というのは恐らくJAXA評価のほうでは非常に進展したという評価が出ていると思うのですけれども、で、何が言いたいかというと、JAXA評価でやっているところのほうに本体に近いのではないのと。こちらは研修とホームページアクセスですから、広報と研修というところですね。研修の持つ意味というのは難しいのですが、かなり全体の防災協力に対する小さなところではないので、こういう評価が出てきて、研修、それからホームページのアクセス等頑張れといえはそのとおりではあります、全体の、これが国際防災協力が推進してないということの意味するのであればちょっとミスリーディングかなという感じは個人的にはしているということでもあります。

それから、同じことは3番目のバリアフリーにもつながっておりまして、これも最終的な目標をバリアフリーであるとかユニバーサルデザインの推進ということでもあります。実際にここで扱っているのは広報の問題でありますので、広報で非常にバリアフリーとかユニバーサルデザインという言葉を理解するようになると。ただ、実際は全然ユニバーサルデザインになってないとかバリアフリーが進んでないという状況よりは、実際にはバリアフリーとかユニバーサルデザインの普及率がかなり前進していて、広報はまあ少ないというほうが害がないといえれば害がないわけでありまして、広報と、それからこの推進というところの関係がどうなっているのかなあということと、あと、バリアフリーの認知度、目標を100に持ってきていますので、100という目標は大体怪しい目標なので、もうちょっと何か現実的なことをしなければいけないのではないのかなあということですよ。

今申し上げたところで何が言いたいかということですが、広報のところでは悪いと言ったときに、最終的な目標はやはりユニバーサルデザイン、バリアフリーということの社会的な定着ですから、それをどうフィードバックするのと言ったときに、広報戦略頑張らしようということに、この部分だけ取り出すとすぐなると思うのですけれども、それだけではないのではないのと。別に広報頑張らなくても進んでいけばいいじゃんということに対する弁証にはなっていないのではないかなあというところで、フィードバックの仕方をちょっと考えないといけないのかなあというのがバリアフリーのところですよ。

それから一番最後は交通安全のところでありまして、これは総合推進のところ、ある意味、決定的な目標というのが24時間死傷者数3,000人というところですから、かなりこれはきつい目標だというのは重々承知しておりますけれども、ただ、これが達成できなかったというので、進展してないという評価はまあそのとおりかなあとと思います。

ただ、これは内閣府で扱う部分というのがどこまであるのかなあとということがありまして、例えばその後に具体的な対策として、フィードバックとして出ているのは、高齢者の死傷者数の中でふえる割合が大きいから、それに対して何か手を打っていかねばいけませんよねと。これはそのとおりだと思うのですけれども、中心になるのは間違いなく警察庁でありますので、内閣府でこういうフィードバックをしたときにどうなるのというところがいま一つわからないところがございます。

あと、交通安全等の施策が役に立っている割合とか、それから実際の行動を、合わないような行動している割合というところが余り率が高くないというところをフィードバックの段階でどう次に持っていけるのかという、私、これはなかなかはっきりしてない感じがあるということです。

具体的に申し上げますと、このところは恐らくスリム化法で交通安全に関しては警察と国交に割り振られていると思いますので、長期的には外してしまっても構わないのではないのかなという気は個人的にはしています。

以上、進展が大きいというところに関する若干のコメントであります。

総論として申し上げますと、目標と実際にこの内閣府がやっていることと、それと指標との関係というのがちょっとバランス悪いなあというのが1点目と、それから、総論の2点目としては、ここに出てきた結論は、やはり評価ですから、次にどうするというアクションにPDCAとして回していくということが必要になるのだと思いますけれども、そこでどういう分析をして何を打ち出しているのかというところも、こういう評価の紙の中ではきちっとやはりチェックしないといけないのではないかな。そのうまくいっているものとうまくいってないものが散見されるというのが、今回の27年の評価結果を見て感じたところでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが。

○山谷座長 ありがとうございます。いかがですか。

○横田課長 まず、指標の関係でございます。複数の先生からお話しいただいておりますけれども、正直申し上げて、各原局、原課、指標づくりは結構大変で、頭を悩ませているのが本当のところなんです。それこそ理想的な指標がたくさんあって、その中から幾つか、よりいいもの、より関連性があるものを選べる状況であればいいのですけれども、残念ながら、そのような理想的な状況にある課というのは一つもないと思っています。正直、どんな指標にするかということを考えても、なかなかいい指標がないね、ということで頭を抱えながらひねり出しているというのが大半の部局でございまして、先生方のおめがねにかなうような、ぴったりした指標が正直そろえられていないというのはそのとおりでございます。

ただ、各原課のほうも、何かいろんな指標がないかなと思って頑張っていることは御理解いただければと思いますし、あと、なかなか指標にもなり得ないのですけれども、ただ、といって数字がなくていいという問題でもありませんので、それを補うために、前回の懇談会でも申し上げましたが、参考指標を入れて社会トレンドを映し出したりということで、理解に資するような形でリファレンスとしてデータも入れているということで工夫をしているところもございます。

また、指標で強弱をつけるということは、総務省のほうでもそういう指針がないのですけれども、そういうものがあれば確かにやりやすいというところもございます。また、我々のほうも、指標全体を見て、要するに、機械的にやるのではなくて、総合的に見ているつもりではありますので、その中で進展度を見ていく上で強弱をつけるという方法は1つあるのかなとは考えております。

また外部要因については、これは昔からいう、いわゆるアウトプット指標かアウトカム指標かという世界になってきますし、できる限りアウトプットでなくてアウトカムのほうがいいよねということが言われていたと思います。また、社会の変化はそれこそ行政の対応だけで生じるものでもないということもありますので。ただ、確かに外部要因を排除できればいいのですけれども、なかなかそのような、ほかの決定要因を排除できるものもなく、あるいは説明変数をコントロールすることができるようなデータを完備しているわけでもございませんので、外部要因に左右されるというのは重々承知でありながら入れているものもございます。

また、考え方としては、行政が頑張っているとしても社会が変わらなければ意味がありませんので、我々の仕事の目的として、経済社会をきちんといい方向に変えていくということがありますから、やはり社会的な指標についてもきちんと気にかけるべきであると思います。それが指標に乗るのか、あるいは参考指標でサブとして見るということもありますので、いろいろな部局で、何がいいか、あるいはどんなものが使えるかということを検討しながら取り組んでいるところでございます。

また、研究ものについてお話ございましたけれども、正直、難しいところがあって、なかなかいい指標がないところです。研究ものについて、こういう単年度の目標管理がそもそもなじむのかということもあります。独立行政法人においても、研究開発型は別個の、カテゴライズを別にして評価をやっていることもありますので、それこそ研究に関して政策評価に乗せるのがいいかどうか、あと、どのような評価がふさわしいか、正直悩ましいところがあります。

ただ、税金を使って研究している以上は、何らかの成果、要するにリファレンスされたりということがないとやはりいかなのだらうなということで原課も意識して行っていますが、正直、彼らにとってもこの目標は厳しいと思うのです。必ず引用されたり、あるいは役に立つということを実証するか、成果を出していかなければならず厳しいところなのですけれども、頑張っ指標として取り入れたというのが実際のところでございます。

それこそ、正直、どんな指標が本当にいいのか、原局すべて、頭を抱えている、悩みに悩んでこういう指標が掲げられていると思っています。

また、迎賓館につきましては、昨年度の懇談会でも御議論いただきましたが、その後に施策の方向の変化があったのですけれども、目的としては外国賓客の接遇と、あとは外国人誘客という2つの柱が両方あります。新しい一つの柱が追加されたということで、やはり両方目標として追っていかねばならない。そのときに、まとめて一つのペーパーで処理するのか、あるいは分けて別個別個で見ていくのかという考え方はもちろん両方ありますので、分離するのがいいのか、あるいは統合したままでいいのか、そこは検討の余地があります。ただ、施策としてはやはり両方が今柱になっていますので、新たに追加されたということは御理解いただければと思います。

また、国際防災協力の関係がございました。確かに、これは指標が十分あればいいのですが。政策目的、あるいは目標に関連するような指標、密接に関連するような指標がたくさんあればよいのですけれども。あとは切り方の問題も確かにあります。切り方というのは、施策のまとめ方、どういうくくりで施策を評価するかという問題でもあります。束ねるのがいいのか悪いのかという議論にも結びつくのですけれども、その関係で、どこまで他の施策や指標を含めて評価できるのかというところにも関係してくると思います。

それは交通安全のほうにも実は関係してきます。スリム化法で交通安全の全部の施策が国土交通と警察に行ったわけではなくて、まだ内閣府のほうにとどまっている施策もございます。全部移管はされていないので、やはり内閣府としてもやらなければならない施策があります。そうすると、内閣府の行う施策は、要するに交通安全運動ですから、そこだけ評価することでいいのかというと、やはりそうではないだろうと思います。交通安全の究極の目的は何かというと、死者数をできる限り減らすということが目標としてありますから、それを外す、あるいは参考指標でいいのかということになってしまいますので、そのような指標も入れているというのが現時点での考え方でございます。

またバリアフリーの関係でも、内閣府でやれる部分と、それ以外の例えば建物や交通施設のバリアフリー化は国交省の担当でありますけれども、そこまで含めて評価できるのかという問題にもなります。また、認知度100%という指標については、そもそも認知度や、理解度で100%という数字の設定が適切かどうかという議論は当然あります。いろいろと議論はあるのですけれども、施策大綱として、100%という数字を求めていることでもありますので、その目標は維持せざるを得ないという状況がございました。そこについては、指標として100%はどうかということはおもったもな御指摘ではありますが、片や、施策の方向性、施策大綱における位置づけもあるということで、正直、悩ましいところがございます。

また、目標、施策と指標のバランスということでございますけれども、これについては先ほどの話とも関係してくるのですが、どういう単位で施策や事業をまとめて評価していくかというところがあります。必ずしも、内閣府で今回提示させていただいたものが全てきちんと体系づけられているかというと、そうではありません。体系づけて、大きな目標

についてきちんと対応しているような形になっているかという、そういう形にはなってはおりません。そこまで整理し切れていないところが実はございます。

ただ、何のためにこの施策を行っているのかということは常に意識して、目標をつくる、あるいは指標をつくるということは各原局のほうも努力しているところでございます。

また、PDCAサイクルでございますけれども、これは各原局、原課から評価書を提出していただくときに常に気にしているところですが、達成度ももちろん大事なのですが、それとともに、達成できなかったときに何をするのかという改善がやはり大事になってまいります。それについては、どのような問題点があり、どのように改善していくのかということに力点を置いて書いてくださいということをお願いしているところでございます。

ただ、結果的にそれが十分表現されていないところもあり、このような御指摘をいただいているところもありますので、そこは引き続き原局とも話し合いながら、いいものにしていきたいと思っております。

一覧性の話がございましたが、我々も、この一枚の書にまとめて、何%が相当程度進展しているからよかったあるいは悪かったというそこだけに着目しているわけではなくて、全体としてみずどうであったかという概観が必要ですので、一枚にまとめています。ただ、その数字に一喜一憂するのではなくて、むしろ個々の事業が一体どのように回っているのかどのように改善していくのかというところに議論がつながるように進めることを意識しています。この懇談会でも、進捗度が余りはかばかしくないものを特に抽出して御議論いただくということで対応しておりますので、もちろんその選び方がどうなのかという御指摘はありますが、部局でいい指標とか、できる限り関連性の高い指標を集めて、その中で総合的に全体を見て評価しているということです。原局、原課のほうの判断もありますが、そこをできる限り、不揃いをなすように、数字のほうを見て、我々のほうでも、ばらつきがないような形で評価のチェックに努めているところでございます。ただ、それが十分なところまで行っていないという御指摘はございますので、努力はいたしますが、完全に揃えていくことは正直難しい、というのが実際に進めていく上での感想です。

全部の御質問に答え切れていないかもしれませんが、以上のようなところでございます。○南島委員 私たち、多分、意見を言えということで御指示いただきましたので意見を申し上げたのですが、そうすると、うまくいってないところにどうしても目が行ってしましまして、そこを言うということになりましたが、ごらんになっていて、比較的説明がしっかりしているとか思われる長所も、相対的な中でということだと思えますけれども、あったかと思うのですね。それがどこだったかというのちょっとお伺いしてみたいなとは思いますが、そういう目も必要ではないかと思えます。

例えば、ざっとちょっと読み上げますと、細かく見るとまたいろいろあるのかもしれませんが、なるほどなと思ったものをちょっとピックアップしますと、例えばPFIの話ですとか、あるいは国家戦略特区の御説明ですとか、あるいは原子力の情報発信に関するものですとか、災害復旧・復興に関するシートですとか、地震対策ですね。これ以上説明

はちょっと難しいかなとやはり思います。要は、防災行政の総合的推進ですとか、これは先生によってまた意見違うと思いますけれども、もうちょっと読み上げますと、原子力災害対策の充実強化ですね。これは丁寧に御説明されています。それから共生社会の中の青少年、インターネット環境整備に関するものも、補足資料があるからということですからけれども、わかりやすかったなと思いました。

あるいは、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進、これも補足資料があつてということですね。それから男女共同参画社会の普及啓発、あるいは女性に対する暴力の根絶の取組、女性の参画の拡大に向けた取組、それと東日本大震災による女性の悩み、暴力に対する相談事業。あとは、人材、能力開発、民間人材登用ですか、このシートで説明するのであれば、そうかなあと思いながら拝見していたのです。

特に、逆に言うと、何かコメントするところがないかなあとぱっと見思つたということですが、例えばしっかり説明ができているものというのは他方でやはりあると思うのです。比較的わかりやすいというか、相対的にですけれども、わかりやすい。細かく見るとまたいろいろあるのかもしれませんが、先生方によってまた意見違うのかもしれませんが、そういうのを1つは基準にするというのはあるのかなあと思います。

私のメモで申し上げたのは、逆にだから、よくわからなかったり、うーん何かなと思つたところを引っ張っているわけです。もちろん、施策特性等はあると思いますけれども、目標管理型評価をやる以上はある程度の一覧性はないと、何のために目標管理評価をやるのかという話にもなってくるかなとも思いますので、少しずつということにはなるかもしれませんが、お取り組みいただければと、御参考になればと思つてメモは書きましたので、趣旨だけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

○山谷座長 質問とか何かでなくて別な意見なのですからけれども、これのシートで典型的なのは、27-35の「原子力災害対策の充実・強化」ですけれども、こんな細かい字でわーっといっぱい書かれてやるのであれば、実績評価よりむしろ総合評価とかのほうにされたほうがいいのではないですかね。実績評価で無理やりシートにまとめるよりは、いろいろ書きたいことがあるでしょうから、それであればもう少し総合評価とか何か、研究開発もそうだと思いますけれども、毎年毎年実績評価でやるよりは、5年とか10年でやるとか、そこは少しうまく評価の仕組みを使い分けていったほうが説明責任は楽ですよ。老眼だと、これ、厳しいですからね。ということです。

先生、どうですか。よろしいですか。

○田辺委員 はい。

○横田課長 確かに御指摘ありましたとおり、要するに総合的な評価でいくのか、あるいは単発的な評価でいくのか、正直、悩ましいところがあります。また、部局のほうには、総合評価の採用は考えてくださいねというのは常に言っているところです。

ただ、働きかけても、やはり従来の方式がいいという局や課もあるものですから引き続

きこうなっているところもあります。どの方法がいいのかはいろいろと試行錯誤しながら見つけていきたいというのが本音でございます。それこそタイムスパンにしても、本当に毎年毎年区切って、課題や、成果なり結果なりが追えるか、あるいは追うべきものかということもあると思います。もう少し長い目で見て、効果が浸透しているかどうかを見ていくことが必要だというものもあります。いろいろと、柔軟にどんなスタイルがいいか、あるいはどんな周期がいいのかも含めていろいろと考えていきたいとは思っております。

○山谷座長 あと、政策の書きぶりなんかも、交通事故で亡くなる人の数とかでなくて、交通事故で亡くなる人の数を減らすPRを内閣府が一生懸命やっていますと言ってしまうと、すごく楽ですよ。死亡者数を減らすと言ってしまうと、先ほど田辺先生もおっしゃったように、警察とか国交省とか、あるいは厚生労働省の救急外来みたいな話も入ってくるのですごく難しいですけれども、書きぶりを少し変えれば、この指標でいいのではないのみたいな、やれると思うのですよね。そこはもう少し工夫いただくとわかりやすいということになると思うのですね。

○横田課長 内閣府の仕事の宿命かもしれません。實際上社会を動かす部分の施策を、各省が持っていて、それを束ねていくのが内閣府の役割ということもあります。そのときに、どのように評価するのかという問題があります。その束ねるところだけでいいのか、あるいは全体もやはり視野に置かなければいけないのかというところで、いつも悩むところです。

○山谷座長 そうですね。死亡者数が減ってない、責任とれとか言われても、内閣府としてはとりようがなかったりするわけですね。だから、所管とか権限とか、そのところにかかわるところでうまく書いていければいいなと思いますけれどもね。

どうぞ。

○南島委員 まさに今のお話なのですけれども、内閣府の施策の特性だと思うのです。分担管理事務と内閣補助事務では違うと思いますけれども、実施過程がよその官庁に飛んでいってしまっている部分ですね。付け替えの部分ですね。これはやはり評価シートのカスタマイズを本来しないといけないのかなという気はいたします。要するに、政府全体では、例えば合計特殊出生率の話で言えば、1.8を目指しますということになってはいますが、内閣府のほうで所管しておられるのはあくまで交付金事業ですね。結婚支援の交付金事業のところだけという。これが行政事業レビューでもその話が出ていましたけれども、そうすると、全体像の話ももちろん欲しいわけですね。アウトカム1.8という話も一方で説明してもらわないといけない。秋のレビューでも、河野大臣、そこを盛んに聞いておられましたけれども、全体像も見せなければいけない。だけれども、内閣府がやっている事務は全体像のごく一部でしかないし、直接1.8を内閣府自身がコントロールできるわけではない。代行事務は他方で持っていますけれども、こういう中でどういう整理をしてみせるかというのは、やはり枠組、測定指標をどのように見せるかというお話かなと思うのですね。

だから、ちょっとカスタマイズということも実施過程の部分が、他の官庁ですとか独立

行政法人とか、そういう形で本府内にないものについてはちょっと様式を工夫するという
こともあり得るのではないかと思います。それは外部要因も同じでして、昔の話ですけれ
ども、財務省がよく外部要因を説明されていましたが、様式上、外部要因を書き出
すこともあり得ると思いますし、この分析の中でしっかり書いていくという方向もあると
思いますけれども、様式や作業依頼で工夫できるところもいろいろあるのではないのかな
という気がしております。後半はちょっとつけ足しですが。

済みません。以上です。

○山谷座長 よろしゅうございますか。

では、次の議題に入ってもよろしゅうございますか。

次は、2番目の議題「租税特別措置等に係る政策評価（事後評価）（案）について」御
説明をお願いいたします。

○中山課長補佐 続きますして、2番目の議題でございます「租税特別措置等に係る政策評
価（事後評価）（案）について」説明いたします。

資料6をごらんください。租税特別措置等については、義務づけが開始された平成22年
度以降毎年評価を行ってきておりますが、いずれも事前評価であり、事後評価については
今回が初めてとなっております。

今回、政策評価の対象としましたのは「特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置」
であり、具体的な税目としては法人税となります。

措置の内容としては大きく2つございまして、1つ目は、認定NPO法人が、収益事業に
属する資産から収益事業以外の事業で特定非営利活動のために支出した金額がある場合に、
収益事業に係る寄附金の額とみなし、所得金額の50%相当額が損金算入できるというもの
です。

2つ目は、認定NPO法人及び特例認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄
附金を支出した場合には、一般寄附金とは別枠で特定公益増進法人に対する寄附金と合わ
せて特別損金算入限度額の範囲内で損金算入ができるというものです。

いずれも恒久的な措置となっております、今回は過去4年間を分析の対象期間として
おります。

8の「必要性等」の①にございますが、当該措置により実現しようとする政策目的は、
「NPO法人の活動を支える資金調達の円滑化を図ることにより、民間の公益活動の活性化を
図り、活力あふれる共助社会づくりを推進する」としてございまして、次のページの③に
ございますが、達成目標としては、「当該措置を通じて、認定NPO法人の財政基盤を強化し、
特定非営利活動の継続・発展を促す」こととしております。

9の「有効性等」の①にございますが、1つ目の「みなし寄附金額の損金算入制度」に
ついては、これまで利用法人数、適用額とも増加してきており、直近、こちら、27年度に
ついては推計値になりますが、54法人、1億5,120万円となっております。

2つ目の「認定NPO法人等への寄附金額の損金算入制度」についても、利用法人数は年々

増加しており、直近については、1万7,700法人、88億5,000万円となっております。

続いて②の「減収額」については、1つ目は直近で3,855万6,000円、2つ目は22億5,675万円と推計しております。

③の効果としては、さきの適用数のおり、利用法人数が着実に増加していることから、認定NPO法人の財政基盤の強化に一定程度の効果があったとしており、また、収益構造を見ますと、租税特別措置の導入後、事業収益の割合が大きく拡大するとともに、寄附金が収益の第2の柱となるなど、認定NPO法人の自立的な活動に向けた環境整備が進み、特定非営利活動事業への支出額に係る分析から、活動基盤拡大を通じて公益活動の活性化に寄与しているとしております。

次に、税収減を是認する効果については、職員数に関するデータを用いて1認定NPO法人当たりの付加価値額を算出し、認定法人数に掛けることで各年度の付加価値額を推計すると、いずれの年度についても税の減収額を大きく上回っていることから、税収減を是認するに足る効果があると評価しております。

資料6に関する説明は以上となります。

○山谷座長 わかりにくい。要するによかったということなのですね。先生、こういうの、お詳しいですか。

○田辺委員 まあいろいろあるとは思いますが、これは租特に関するNPOの事後評価書という形で出ているのではありますが、ただ、認定NPOという形で、税控除をやるかやらないかみたいなというのは昔は大問題でしたので、それに関するレポートがこれだけであるのだったら、もうちょっとやってほしいなあという感じはします。

内閣府がNPO担当というところがありますので、ほかの何かの白書とかレポート、報告が出ているのだったら、そちらのほうでももう少し詳しくやっても構わないかなあという感じはしているということです。

こういうのは本当に、何というか、ありていに言って、社会科学者の論文書きと一緒の作業ですから、当然のように私はきつくなるわけでありませぬけれども、1つは、分析やるのだったら、損算入の額はそのとおり、それから、利用認定ふえている、適用額がふえている等々の全体のところを出していただくのは当然。これがマクロとしてどういう効果があったのかというのはそのとおりだと思うのですけれども、その後でやっていただきたいのは、例えばNPOの法人の中の人数がわかるのだったら、規模別にどのぐらい寄附金が入っているのか。要するに、特定のNPOのところにとがと集中してないかとかいう問題というのは分析できると思いますし、それから、クロスで見て、NPOの活動内容みたいなものがある程度分類できるのだったら、そこの中でどこに寄附が集中して、どこに余り使われてないのかというのをやるとか、幾つか、この制度があることによってどこが、得するとは言いませんけれども、どこに活動を助長するような効果が出ているのかというのを、次はミクロというか、個別の段階で見ていくことは可能なのではないですかねえというのが1点目です。

それから2点目は、収益構造を見た後で、私、この税収減を是認するような効果の有無って、そうかなという感じがいつもしているのですけれども、要するに税でとらないだけで、これ、負担ではないですから、その分、民間に行っているだけです。税を使った効果と民間にやったところの効果というのを対比することにそんなに意味があるのかなという気はしています。

ただ、この分析、若干まずいのは、NPO法人数のところのスタッフの数でやっているわけです。これ、全スタッフ数でメディアが2、5、10という形でやっていると思うのですけれども、これはちゃんとやるのだったら、寄附に何%入っていて、それで人に充てられるということになりますから、例えば27年度だったら、寄附のところ収益構造が入っている25%という数を掛けて、これがなければ恐らくこの2、5、10というの25%の方々が雇えなくなっただろうという仮定をして、それで付加価値額を計算してやるというほうが正しいやり方ではないかなと思っています。これをやってしまうと、一方はリファレンス、要するに税収のマイナス額というのはリファレンスとっているわけですが、付加価値額のところはNPO全体のところを出していますので、リファレンスに対応するのだったらリファレンスを見るべきだという気がしたというのが2点目です。

ただ、ここまでやったのは私は初めて見たので、貢献を大としたいというので、ぶつたたくことはこれ以上やりませんが、これは本当に内閣府しかやらない作業ですので、ほかのところ一生懸命やるのだったらもうちょっといいですけど、これがNPOの寄附金に関する影響の出てくる唯一のレポートだとするのだったら、もうちょっと頑張るといのが私のコメントでございます。

○横田課長 税制の評価でございますので、通常の学術論文のようなレベルでなくて、税制措置の妥当性について述べるということで、特定の目的に重点を置いているものですから、そこに片寄ってしまっている、そこにウエートかけて書いているというところは御理解いただければと思います。

また、これは恒久的な措置なのですが通常であれば、新規に要求するとき、あるいは2年3年の期限が来て継続要求するとき、それまでの期間を振り返ってみて、これを認めるのか継続する必要があるかどうかということが税制評価の議論になります。そういうところにウエートを置いて通常つくっているものですから、こういった措置を要求するときの日ごろのつくり方が念頭にありまして、この税制の必要性について焦点を当てているところがございます。

○田辺委員 だけど、事後でこれだけのものが出てきたのを見たのは私初めてで、それは圧倒的に素晴らしいと。

○横田課長 冒頭の当方の審議官の御挨拶でも申し上げたとおり、新規や継続はこれまでもやったことがあるのですけれども、事後評価はそれこそ我々も初めてですので、どうしたらいいか、どのぐらいのものをつくるべきかということを悩みながらつくったというのが実際のところでございます。

○山谷座長 わかりました。田辺先生のおほめをいただいたので、結構いい結論であるということで、これは我々はお話を伺ったということによろしいのですか。これで何かということはないですね。

○横田課長 はい。

○山谷座長 わかりました。私もちょっと勉強させていただきます。ありがとうございます。

それでは、この議題はこれで終わりにいたしまして、残り、最後の議題、3つ目「27年度内閣府本府政策評価実施計画の改定について」です。お願いいたします。

○中山課長補佐 それでは、3番目の議題でございます「平成27年度内閣府本府政策評価実施計画の改定について」御説明いたします。

資料7をごらんください。実施計画全体は各施策の事前分析表を含むなど大部のため、今回は本文と別紙1の政策評価体系、あと、今回改定がございます別紙4の総合評価により政策評価を実施する平成27年度実施施策の一覧のみを配付させていただいております。

まず別紙4になりますが、上から6つ目の「高齢社会対策の総合的推進」につきまして、政策評価の実施予定時期を、これまでは「平成28年中」とさせていただいておりましたが、今回、「平成29年度」に変更いたしました。

これは平成24年度に策定した高齢社会対策大綱において中間目標として設定していた平成27年度の実績値を平成28年度当初に一律に把握できると認識して、今年中ということではしておりますが、幾つかの指標が公表されるのがこの冬となっております、また、こうした中間目標の結果のとりまとめ等に時間を要することもございまして、28年度内の実施は困難と判断し、予定時期を「平成29年度」と変更させていただきました。

次に、上から10番目の「アルコール健康障害対策の推進」について、3月の時点では基本計画策定後に政策評価の実施時期を設定することとしておりましたが、本年5月に基本計画を策定したことから、厚生労働省に移管する前に実施する旨に記載を改めております。本施策については参考資料4として概要をお示ししております。

資料7に関する御説明は以上となります。

○田辺委員 これは、総合評価方式のときの実施年度は、基本は、基本計画の最終年度ぐらいに充てているということですか。

○中山課長補佐 はい。それが多くなっております。

○田辺委員 わかりました。ありがとうございます。

○山谷座長 これは了承したということによろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、今後の予定です。お願いいたします。

○中山課長補佐 それでは、「今後の内閣府本府政策評価のスケジュール（案）」を説明いたします。資料8をごらんください。

平成27年度実施施策に関する事後評価及び租税特別措置等に係る政策評価については、

本日の懇談会での御議論、また、行政事業レビューの所見がこれから出ますので、そちらを踏まえまして所要の修正を行った上で、来月末、平成29年度予算概算要求等の提出と合わせて公表する予定です。

平成28年度実施施策の政策評価に関して、必要に応じて基本計画及び実施計画の一部改正を行うことを検討しております。

次に、平成29年度実施施策に関する政策評価の実施計画及び次期内閣府本府基本計画に関して、来年の3月または4月に第26回懇談会を開催させていただき、御審議いただく予定となっております。

以上です。

○山谷座長 わかりました。このスケジュールでよろしゅうございますか。

それでは、了承いたしましたということで。

本日の議題はこれで全て終了でございます。なお、次回の懇談会につきましては、平成29年度内閣府本府政策評価実施計画及び次期内閣府本府基本計画を主な議題として、来年3月から4月ごろに開催したいと思います。

特になければ、以上をもちまして「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を終了いたします。よろしゅうございますか。

それでは、皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。